

札幌市子どもの権利委員会について

1 設置根拠

札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

「市は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、札幌市子どもの権利委員会を置きます。」(第 47 条第 1 項)

2 役割

「権利委員会は、前条第 1 項の推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。」(第 47 条第 2 項)

第 7 期権利委員会における具体的な審議事項は以下のとおり。

- (1) 「(仮) 第 4 次札幌市子どもの権利に関する推進計画」策定に関すること
 - ・ 実態調査の内容についての審議
 - ・ 計画素案に対する意見聴取
- (2) 子どもの権利の保障状況の調査・審議に関すること
 - ・ 各年度の取組状況報告についての審議
- (3) 「(仮) 第 2 次札幌市子どもの貧困対策計画」策定に関すること
 - ・ 計画素案に対する意見聴取

3 委員構成(第 7 期)

「権利委員会は、15 人以内の委員で組織します。」(第 47 条第 3 項)

「委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び 15 歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。」(第 47 条第 4 項)

・ 学識経験者	2 名
・ 人権専門家 (弁護士)	1 名
・ 学校関係者	2 名
・ P T A 関係者	1 名
・ 児童福祉関係者 (児童養護施設)	1 名
・ 地域関係者 (民生委員児童委員)	1 名
・ 公募委員 (大人)	3 名
・ 公募委員 (子ども)	3 名

4 委員の任期

2 年 (再任可)

5 委員会の実施状況等

(1) 開催方法

- ・会場：市役所本庁舎等 ※オンラインでの参加も可（事前の申し出を要する）
- ・日時：平日の18時～2時間程度（各委員の日程を事前確認の上、決定）
- ・原則として公開（個人情報を含む場合などは、非公開の決定も可）
- ・会議録は、事前確認を経てホームページ上で公開（A委員、B委員等の表記）

(2) 過去の開催状況

【第1期】（平成21年11月～平成23年10月 計15回）

- 市の諮問を受け「子どもの権利に関する推進計画のあり方」について答申書を提出
- 子どもの権利の保障状況の調査・審議
 - ・ 各年度の取組状況報告について審議
 - ・ 子どもの権利に関する広報活動についての審議、権利委員会お薦め本のとりまとめ

【第2期】（平成23年12月～平成25年11月 計11回）

- 「子どもを受け止め育む環境づくり」について答申書を提出
- 子どもの権利の保障状況の調査・審議
 - ・ 各年度の取組状況報告について審議

【第3期】（平成26年2月～平成28年1月 計10回）

- 「第2次子どもの権利に関する推進計画」について審議
- 子どもの権利の保障状況の調査・審議
 - ・ 各年度の取組状況報告について審議

【第4期】（平成28年5月～平成30年5月 計6回）

- 子どもの権利の保障状況の調査・審議
 - ・ 各年度の取組状況報告について審議
- 「札幌市子どもの貧困対策計画」について審議

【第5期】（平成30年9月～令和2年9月 計7回）

- 「第3次子どもの権利に関する推進計画」について審議
- 子どもの権利の保障状況の調査・審議
 - ・ 各年度の取組状況報告について審議

【第6期】（令和3年2月～令和5年2月 計4回）

- 子どもの権利の保障状況の調査・審議
 - ・ 各年度の取組状況報告について審議
- 「仮」第2次札幌市子どもの貧困対策計画」について審議